

事例	1
----	---

「大腸菌群が検出されたアイスマルク」に関する違反事例

名称又は分類	抹茶アイスマルク
形態	紙カップ詰
違反条項	食品衛生法第 13 条第 2 項違反
発見機関	多摩立川保健所
調査担当機関	多摩立川保健所
検査機関	東京都健康安全研究センター
検査結果	大腸菌群陽性
行政措置	口頭指導、答申書徴収

## 違反の概要

### 1 違反発見の経緯

令和 4 年 7 月 12 日、多摩立川保健所が抹茶アイスマルクを収去した。当該品について東京都健康安全研究センターで検査したところ、大腸菌群を検出した。このことは、食品衛生法第 13 条第 2 項に違反していたため、多摩立川保健所は調査を開始した。

### 2 調査経過及び措置

当該品は、収去先施設において、令和 4 年 7 月 8 日に全 20 個製造されたうちの 1 個であった。残品 19 個については、販売前であったため製造者により自主的に廃棄された。

製造者は、製造環境や使用する器具類の衛生管理を適切に実施していたが、原材料の抹茶について、殺菌されたものを使用しているか、確認できなかった。

多摩立川保健所は製造者に対して、原材料についても殺菌状況等を確認するよう口頭指導を行い、答申書を徴収した。その後、令和 4 年 10 月 5 日に再度収去し、東京都健康安全研究センターで検査を実施したところ、検査結果は大腸菌群陰性であり、改善が確認された。

### 3 違反発生の原因

原材料として、他の事業者から仕入れた抹茶を使用していた。しかし、抹茶がアイスマルクに殺菌せずに使用できるものかどうかや、仕入元における殺菌の実施状況を確認していなかった。また、製造工程上、抹茶が投入されるのは、主原料の殺菌工程よりも後であった。

これらのことから、大腸菌群に汚染された原材料を殺菌工程以降に投入したため、製造された製品にも大腸菌群が残存し、そのまま販売されたものと推定された。

#### 4 監視のポイント

本事例は、製造環境の衛生管理は適切に行われていたものの、原材料の殺菌状況についての確認が不足していたために生じたと考えられる違反事例である。

監視等の際には、製品の安全性を担保するためには、製造環境の衛生管理だけでなく、原材料についても適切な管理が必要であること、原材料が仕入品の場合は、使用用途が自分の製品の規格に適合するかを仕入元等に確認することを適宜指導・助言することが重要であると考ええる。

## 「ドキシサイクリンを検出した鶏卵」に関する違反事例

名称又は分類	鶏卵
形態	合成樹脂パック
違反条項	食品衛生法第 13 条第 2 項
発見機関	東京都健康安全研究センター
調査担当機関	茨城県
検査機関	東京都健康安全研究センター
検査結果	ドキシサイクリン 0.01ppm 検出
行政措置	報告書徴収

## 違反の概要

## 1 違反発見の経緯

令和 4 年 11 月 14 日、健康安全研究センター広域監視部食品監視第二課の食品衛生監視員が、卵選別包装業者から鶏卵を収去した。当該品について健康安全研究センターで動物用医薬品の検査を実施したところ、11 月 24 日にドキシサイクリンを 0.01ppm 検出した。

このことは、食品衛生法第 13 条第 2 項に違反していたため、健康安全研究センターは卵選別包装業者に立入り、当該品の取扱い状況を確認した。

## 2 調査経過及び措置

令和 4 年 11 月 25 日、卵選別包装業者に立ち入り、当該施設内に原料卵等の残品がないことを確認した。調査の結果、当該品は茨城県内の養鶏場で採卵され、令和 4 年 11 月 9 日及び 11 月 10 日に仕入れていた原料卵を使用していたことが判明した。同日、食品監視課を通じ養鶏場を所管する茨城県に通報し、対応について養鶏場及び卵選別包装業者で調整した結果、今回については、養鶏場が令和 4 年 11 月 9 日及び 10 日出荷した原料卵について、自主回収を行った。

令和 4 年 12 月 27 日、健康安全研究センターは、卵選別包装業者から、今後、養鶏場に対し定期的に動物用医薬品の使用状況の報告や製品検査を求めることを衛生管理計画に反映させる旨の報告書を徴収した。

## 3 違反発生の原因

当該養鶏場ではドキシサイクリンを使用していなかった。また、飼料は購入したものを給餌していたが、ドキシサイクリンを含んでいなかった。一方、飼料運送業者は当該養鶏場とは別の養豚場にも飼料を運送しており、運送先の養豚場では飼料運送車内でドキシサイクリン含有の飼料添加剤を飼料に混合していた。また、養豚場あて飼料運送後、同一車両で当該養鶏場あてに飼料を運送する際、運送車両のコンタミネーション防止対策が不十分だったことが判明した。

以上のことから、飼料運送車内におけるコンタミネーションの可能性が考えられた。

#### 4 監視のポイント

卵選別包装業者は、製品の安全性を担保するため、取り扱う食品の規格基準の把握と遵守を要する。そのため、供給農場における飼料の入荷から原料卵の出荷に至るまでの取扱いや自主検査等の管理状況について、供給農場から情報を得ているか確認し、適宜指導や助言をすることにより、自主的な衛生管理を推進させていくことが重要であると考え。

## 「食品表示にない添加物が検出された菓子」に関する違反事例

名称又は分類	菓子
形態	合成樹脂製袋詰
違反条項	食品表示法第5条
発見機関	新宿区
調査担当機関	横浜市
検査機関	一般社団法人東京都食品衛生協会 東京食品技術研究所
検査結果	食用黄色4号検出
行政措置	口頭指導

## 違反の概要

## 1 違反発見の経緯

令和4年6月20日に新宿区保健所が菓子を収去し、検査したところ、表示にない食用黄色4号を検出した。このことは、食品表示法第5条違反が疑われたため、新宿区は東京都を通じて輸入者を所管する横浜市に調査依頼を行った。

## 2 調査経過及び措置

輸入者を所管する横浜市は依頼を受けて、当該品を輸入する施設に対し、調査を実施した。調査の結果、食用黄色4号は当該品に使用されていたことが判明した。また、カロブビーンガム、カラギナン、塩化カリウム及び乳酸カルシウムの添加物表示欠落並びに表示されていたゼラチンの不使用が判明した。そのため、横浜市は事業者に対し、当該品を適正な表示に修正するよう指導するとともに、販売済みの当該品が誤表示のまま流通することがないように対応を指導した。また、再発防止対策として、社内に表示担当者をおき、食品表示の確認体制を整えること、表示作成時に食品表示基準を改めて確認することを指導した。

## 3 違反発生の原因

輸入者は当該製品に着色料の使用があることは認識していたが、表示を作成した事務担当者に正しい知識がなく、着色料の記載が漏れてしまった。また、作成した表示が食品表示基準に適合するか等を確認する体制が整っておらず、誤った表示のまま販売してしまった。

## 4 監視指導のポイント

本事例は、表示を作成した担当者に食品表示制度の知識がなく、作成した表示の確認体制が整っていなかったことで発生した。事業者には、規格書と食品表示基準等を照合して適正表示を確認できる人材の育成や、作成した食品表示を複数の社員で確認するチェック体制の整備を指導する必要がある。また、取扱製品について定期的に表示の点検を行い、規格書を取り寄せて原材

料等に変更がないか確認するよう指導することも重要である。さらに、講習会等を活用して、食品表示制度の啓発を行い、適正表示に向けた意識づけと知識付与を行うことも有効であるとする。